

# 山口県報

平成 22 年  
7月23日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課)……………一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)……………三

公有水面の埋立ての承認の出願(港湾課)……………四

公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請(港湾課)……………五

公告

災害救助法の規定に基づく救助の実施(厚政課)……………八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八

### 山口県告示第二百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年七月二十三日から同年八月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社
- 住 所 熊本市八幡一丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社山口工場  
所在地 宇部市大字東方倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (枚/日)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	間 隔 時 間
六五	四〇〇	平成二二、 九、二二	平成二二、 一〇、二二	平成二二、 一〇、二二	連 続 二 四 時 間
"	"	"	平成二二、 三、二二	平成二二、 三、二二	時 間 隔 二 時 間
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。				
					変 動 な し

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	最 小	
有機排水処理施設	処理前	九〇〇	一、〇〇〇	二五	一〇
	処理後	七	二二	二五	
	処理前	一一	一、〇〇〇	二五	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間 隔	概 略 的 変 動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日
排水処理施設	鉄筋コンクリート	九五〇	中和還元・凝集沈殿・ばつ気	連続	なし	(既)		(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	最 小	
六五	水素イオン濃度 (水素指数)	二	二	〇・一五
	化学的酸素要求量 (mg/l)	九〇〇	一、〇〇〇	
	浮遊物質 (mg/l)	二五	三〇	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

排水処理施設		排水処理施設		排水処理施設		排水処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
七	二・五	七	二・五	七	一	七	七
八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八
一五	一〇六・九	一五	七・三	一五	九〇〇	一五	一〇〇〇
二二	一三九	二二	一〇二・二	二二	一〇〇〇	二二	二〇〇
二〇	二五	二〇	〃	二〇	〃	二〇	〃
二五	三〇	二五	〃	二五	〃	二五	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	七五・二	二	六二・九	二	〃	二	〃
三	一七八・九	三	一九〇・二	三	〃	三	〃
二	六四・二	二	九七・三	二	〃	二	〃
五	七三・二	五	一五四・五	五	〃	五	〃
六三三・八五	五七二・八五	六三三・八五	一、六三六・一五	六三三・八五	一、五四七・一五	六三三・八五	一、六四二・一五
七四四・八五	六七七・八五	七四四・八五	一、七五五・一五	七四四・八五	〃	七四四・八五	四

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	通 常	通 常	通 常
〃	八・六	最 大	最 大	最 大
二	一一・三	通 常	通 常	通 常
五	二二	最 大	最 大	最 大
三	二〇	通 常	通 常	通 常
五	二五	最 大	最 大	最 大
〇・五	検出せず	最 大	最 大	最 大
〇・三	二五・二	通 常	通 常	通 常
〇・五	三六・一	最 大	最 大	最 大
〇・〇五	一・七六三	通 常	通 常	通 常
〇・一	五	最 大	最 大	最 大
五〇	三三・二〇	通 常	通 常	通 常
一〇〇	三、五九〇	最 大	最 大	最 大

山口県告示第二百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三四号道路改良（須川第二トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年七月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四三四号道路改良（須川第二トンネル）工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町宇佐郷字高鉢山内

(二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	五〇〇メートル	九・五メートル（車道六・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年七月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年七月二十三日から同年八月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年九月七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一―五四〇）にすること。

山口県告示第二百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

同条第三項において準用する同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十二年七月二十三日から同年八月十二日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市都市建設部河川港湾課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から一三七度〇四分四六秒三〇〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇・〇〇メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点と12の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二の二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+三・〇九メートル）及び1の地点と12の地点を結ぶ平成十八年一月十六日付け指令平一七港湾第六八七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+三・〇九メートル）に囲まれた区域

- 1の地点 周南市大字富田字西ノ嶋の西ノ島三等三角点（北緯三四度〇三分〇〇・〇六七秒東経一三一度四四分三五・七七九秒）（以下「基準点」という。）から三四度二七分二〇秒二七八・一九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二二七度〇四分四六秒一五〇・七九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二〇四度四五分四六秒二二七・八四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九二度一九分三〇秒一四七・〇三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二二七度〇四分四六秒一五三・一〇メートルの地点

- (一) 位置  
周南市臨海町四及び六地内並びに同市大字富田字中嶋五九二から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面
- (二) 区域  
次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域
- (三) 面積  
二二三、四八三・一〇平方メートル
- 6の地点 5の地点から三二七度〇四分四六秒六・〇〇メートルの地点  
7の地点 6の地点から二二七度〇四分四六秒二六九・八四メートルの地点  
8の地点 7の地点から一三七度〇四分四六秒二・〇〇メートルの地点  
9の地点 8の地点から二二七度〇四分四六秒一七・〇六メートルの地点  
10の地点 9の地点から三二七度〇四分四六秒二一八・〇〇メートルの地点  
11の地点 10の地点から四七度〇四分四六秒八三九・一五メートルの地点  
12の地点 11の地点から一三一一度五九分一四秒一九・〇六メートルの地点

- (一) 位置  
周南市臨海町四及び六地内並びに同市大字富田字中嶋五九二から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面
- (二) 区域  
次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域
- (三) 面積  
一、〇五二、一三七・三一平方メートル
- ①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点  
②の地点 ①の地点から二二二度一六分二二秒八二・四三メートルの地点  
③の地点 ②の地点から一九三度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点  
④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から二二七度〇四分四六秒三六八・〇九メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から一三七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から二二七度〇四分四六秒一四二・八〇メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から二二二度〇四分四六秒四九四・九八メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から三二七度〇四分四六秒六三三・九二メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から一七度〇三分〇一・八九メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から四七度〇四分四六秒二三八・一四メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から三二七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から四七度〇四分四六秒二六九・四一メートルの地点  
⑭の地点 ⑬の地点から八九度三三分〇二秒四四九・三八メートルの地点

三 埋立地の用途

用途	配置	規模
用 途	埋立地の北側で道路用地の(一)と道路用地の(三)の間に配置	約一〇三、〇〇〇平方メートル
保管施設用地	埋立地の南西端に配置	約三三、〇〇〇平方メートル
一般廃棄物処理施設用地	埋立地の西側で保管施設用地と一般廃棄物処理施設用地の間に配置	約三〇、〇〇〇平方メートル
産業廃棄物中間処理施設用地	埋立地の東端に配置	約二六、〇〇〇平方メートル
道 路 用 地	(一) 保管施設用地、一般廃棄物処理施設用地及び産業廃棄物中間処理施設用地の北西側に配置 (二) 埋立地の北東端で道路用地の(一)から道路用地の(三)に至る位置に配置 (三) 保管施設用地の南東側に配置	約三二、〇〇〇平方メートル

四 出願人  
国土交通省中国地方整備局長  
出願の年月日  
平成二十二年七月十二日

山口県告示第二百七十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。  
同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十二年七月二十三日から同年八月十二日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市都市建設部河川港湾課において公衆の縦覧に供する。  
平成二十二年七月二十三日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 変更前の埋立区域

1 位置

周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(1) 第一工区

周南市大字富田字西ノ嶋五九三から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(2) 第二工区

周南市大字富田字西ノ嶋五九三地先公有水面

2 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から一三七度〇四分四六秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二の二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・〇九メートル)及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれた区域

(1) 第一工区

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から一三七度〇四分四六秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円で2の地点と11の地点を結ぶ西側の円弧、11の地点、12の地点、5の地点の各地点を順次結んだ線、5の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二の二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・〇九メートル)及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれた区域

(2) 第二工区

次の11の地点から九二度二六分四五秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円で11の地点と3の地点を結ぶ西側の円弧、3の地点から5の地点までを順次結んだ線、5の地点と12の地点を結んだ線及び11の地点と12の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田字西ノ嶋の西ノ島三等三角点(北緯三四度〇三分〇〇・〇六七秒東経一三一度四分三三・七七九秒)(以下「基準点」という。)

( ) から三四度二七分〇九秒二七八・一八メートルの地点

2の地点 1の地点から二七度〇四分四六秒一五〇・七七メートルの地点

3の地点 2の地点から一九度二分三四秒三六〇・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二七度〇四分四六秒一三九・三四メートルの地点

5の地点 4の地点から三一七度〇四分四六秒二六三・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から三一七度〇四分四六秒四・〇〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二七度〇四分四六秒二八五・〇〇メートルの地点

8の地点 7の地点から三一七度〇四分四六秒二一八・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から四七度〇四分四六秒八三九・一三メートルの地点

10の地点 9の地点から一三一度五九分一三秒一八・九九メートルの地点

11の地点 2の地点から二〇四度四五分四六秒二二七・八四メートルの地点

12の地点 11の地点から二九二度一九分三〇秒一四七・〇三メートルの地点

3 面積

二六〇、九〇〇・七二平方メートル

(1) 第一工区

二二四、〇二四・七八平方メートル

(2) 第二工区

四六、八七五・九四平方メートル

(二) 変更後の埋立区域

1 位置

周南市大字富田字西ノ嶋五九三地先公有水面

2 区域

次の1の地点から九二度二六分四五秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円で1の地点と2の地点を結ぶ西側の円弧、2の地点から5の地点までを順次結んだ線及び1の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 基準点から二六一度三四分一〇秒二八三・四七メートルの地点

2の地点 1の地点から一六七度五三分三四秒一五〇・七七メートルの地点

3の地点 2の地点から二七度〇四分四六秒一三九・三四メートルの地点

4の地点 3の地点から三一七度〇四分四六秒二六三・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から四七度〇四分四六秒一五五・〇〇メートルの地点

3 面積

四六、八七五・九四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 変更前の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

周南市臨海町四地内及び同市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(1) 第一工区

周南市臨海町四地内及び同市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面

(2) 第二工区

周南市大字富田字中嶋五九二から同市開成町四五五の四七を経て同市大字富田字西ノ嶋五九三に至る土地の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

(1) 第一工区

次の①の地点から③の地点までを順次結んだ線、③の地点と⑮の地点を結んだ線、⑮の地点から⑱の地点までを順次結んだ線、⑱の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

(2) 第二工区

次の⑮の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から⑦の地点までを順次結んだ線、⑦の地点と⑱の地点を結んだ線、⑱の地点、⑰の地点、⑯の地点の各地点を順次結んだ線及び⑮の地点と⑯の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二二度一六分二二秒八二・四三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二二七度〇四分四六秒三六八・〇九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二七度〇四分四六秒一四二・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二七度〇四分四六秒二二・一三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二二七度〇四分四六秒二〇〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三一七度〇四分四六秒九八五・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四七度〇四分四六秒四九九・五一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から四七度〇四分四六秒二六九・四一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から八九度三二分〇二秒四四九・三八メートルの地点
- ⑮の地点 基準点から二六一度三四分一〇秒二八三・四七メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二九二度一九分三〇秒一四七・〇三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二二七度〇四分四六秒一五五・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八二度〇四分四六秒二六一・六三メートルの地点

3 面積

一、〇九一、八八一・一五平方メートル

(1) 第一工区

八五八、二三七・八五平方メートル

(2) 第二工区

一三三三、六四三・三〇平方メートル

(二) 変更後の埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

周南市臨海町四及び六地内並びに同市大字富田字中嶋五九二から同市臨海町六を経て同町四に至る土地の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五度〇〇分〇四秒二二・三五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二二度一六分二二秒八二・四三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九度五二分五七秒二六八・〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三〇度二〇分五七秒二〇九・〇六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二二七度〇四分四六秒三六八・〇九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二七度〇四分四六秒一四二・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二七度〇四分四六秒二二・一三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二二七度〇四分四六秒二〇〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三一七度〇四分四六秒九八五・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四七度〇四分四六秒四九九・五一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一七度〇四分四六秒一五〇・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から四七度〇四分四六秒二六九・四一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から八九度三二分〇二秒四四九・三八メートルの地点

3 面積

一、〇九一、八八一・一五平方メートル

三 埋立地の用途

(一) 変更前の用途

用途	配置	規模
用 途	配 置	規 模
保管施設用地	埋立地の北側で道路用地の(一)と道路用地の(三)の間に配置	約一〇三、〇〇〇平方メートル
一般廃棄物処理施設用地	埋立地の西側で保管施設用地と産業廃棄物中間処理施設用地の間に配置	約二、〇〇〇平方メートル
産業廃棄物中間処理施設用地	埋立地の南西端に配置	約三三、〇〇〇平方メートル
緑 地	埋立地の東端に配置	約七三、〇〇〇平方メートル
道 路 用 地	(一) 保管施設用地、一般廃棄物処理施設用地及び産業廃棄物中間処理施設用地の北西側に配置 (二) 埋立地の北東端で道路用地の(一)から道路用地の(三)に至る位置に配置 (三) 保管施設用地と緑地の間に配置	約三一、〇〇〇平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
用 途	配 置	規 模
緑 地	道路用地を除く全域に配置	約四六、七〇〇平方メートル
道 路 用 地	埋立地の西端に配置	約二〇〇平方メートル

四 申請者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 申請の年月日

平成二十二年七月十二日



(二五二) 災害救助法の規定に基づく救助の実施

平成二十二年七月十五日の大雨による災害に関し、同月十五日から次の区域に対して

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく救助を実施しました。

平成二十二年七月二十三日

山口県知事 二井 関成

山陽小野田市の区域

(二五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年三月十二日山口県公告（六一）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年七月二十三日から同年八月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ南岩国店ハード館

所在地 岩国市南岩国町三丁目六番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十二年七月二十三日印刷  
平成二十二年七月二十三日発行

発行人 山口県知事